

# 井戸水を利用している皆様へ

井戸水は自然環境の影響や土壌汚染の影響を受けやすく、水質も刻々と変化し、飲用水として安全とはいえません。



## ◆飲用には水道水を利用しましょう。

- ・水道水を利用することが最も安全です。

上水道からの給水が可能な場合は、上水道に切り替えることをおすすめします。



- ・水道水と併用している方は、井戸水を洗車や植木の水やりなどの雑用水として利用しましょう。

※上水道への切り替えは、群馬東部水道企業団(館林支所 TEL80-3201)にご相談ください。

## ◆井戸水を飲用する場合は、定期的に水質検査をしましょう。

○井戸水を初めて設置するときは、飲用できるかどうかの判断

- ・水道法に基づく水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認しましょう。

○水質変化の有無を確認する定期検査の実施

- ・水質は絶えず変化するので、1年に1回は水質検査をしましょう。



## ◆水質検査の結果、水質基準を超過している項目がある等、井戸水が汚染されていることが判明した場合はご報告ください。

※水質基準のうち、人の健康の保護に関する項目(カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、シアン、フッ素、ホウ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、四塩化炭素、1,4 ジオキサン、シス-1,2 ジクロロエチレン及びトランス-1,2 ジクロロエチレン、ジクロロメタン等)が検出された場合は、水質基準以下であってもご報告ください。

## ◆水道水質基準

・水道法で定められた飲用水として適しているかどうかを判定する基準。

現在は、下記の **51 項目** の基準が設定されています。アンダーラインの項目のほか、地下水調査等で**汚染が心配される項目は、定期的に井戸水の水質検査を実施しましょう。**

水質基準 (51 項目)	健康に関する項目 (31 項目)	生涯にわたって連続的に水道水を摂取しても人の健康に影響が生じない水準に基づき、安全性を十分に考慮して基準値が設定されています。 <u>一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4 ジオキサソ、シス-1,2 ジクロロエチレン及びトランス-1,2 ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromokロロメタン、ブromokホルム、ホルムアルデヒド</u>
	生活上の支障に関する項目 (20 項目)	生活の支障（着色、濁り、臭い等の原因になる、水道施設の管理上、腐食性等の原因になる）が起こらないように考慮して基準値が設定されています。 <u>亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度、濁度</u>

☆特に過去の水質検査で検出された項目については、必ず定期検査時に検査を行いましょよう。

## ◆井戸水の飲用に関する相談



館林市役所

市民環境部 地球環境課 環境政策係 TEL 0276-72-4111（内線 451）